

米国銀行産業の構造変化と銀行合併・統合について

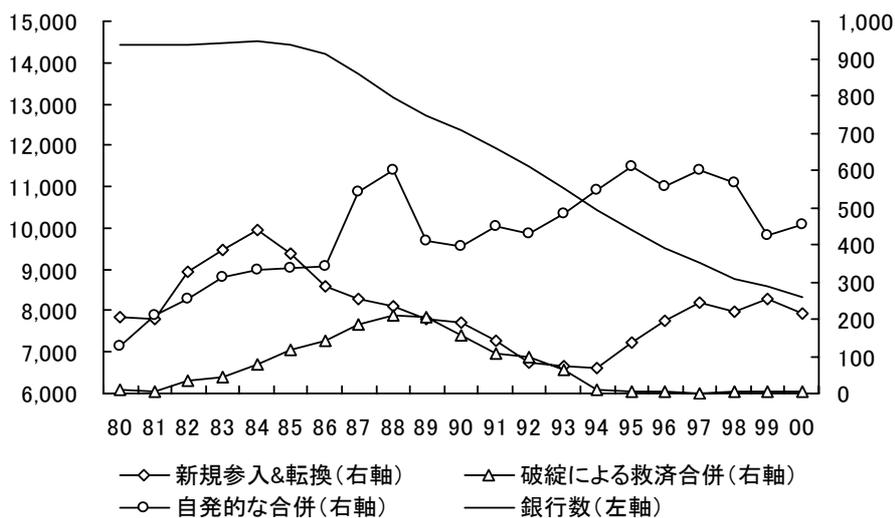
米国の銀行産業は合併・統合によってその構造を大きく変えてきた。合併・統合はなぜ進展しているのか、果たして銀行産業の収益性や効率性を改善させるのか。これまでの調査研究を紹介しながら、米国における銀行合併・統合の動きから示唆を得ることとしたい。

1. 米国銀行産業における構造変化

1) 合併・統合による銀行数の減少

1930年代以降 1980年代前半まで14,000行前後で推移してきた米国の商業銀行数は、2001年末時点で8,080行にまで減少している。それは、この約20年間で4,719行が新規参入したものの、貯蓄金融機関を中心とする銀行破綻に伴う救済合併・統合で1,491行、業務範囲や営業地域の拡大を目指す自発的な合併・統合で8,968行が減少したためであった（以上FDICデータ）。つまり、合併・統合が米国の銀行数を減少させてきたわけである。

図表1 米国銀行産業における銀行数の減少と合併・統合、破綻、新規参入の動向

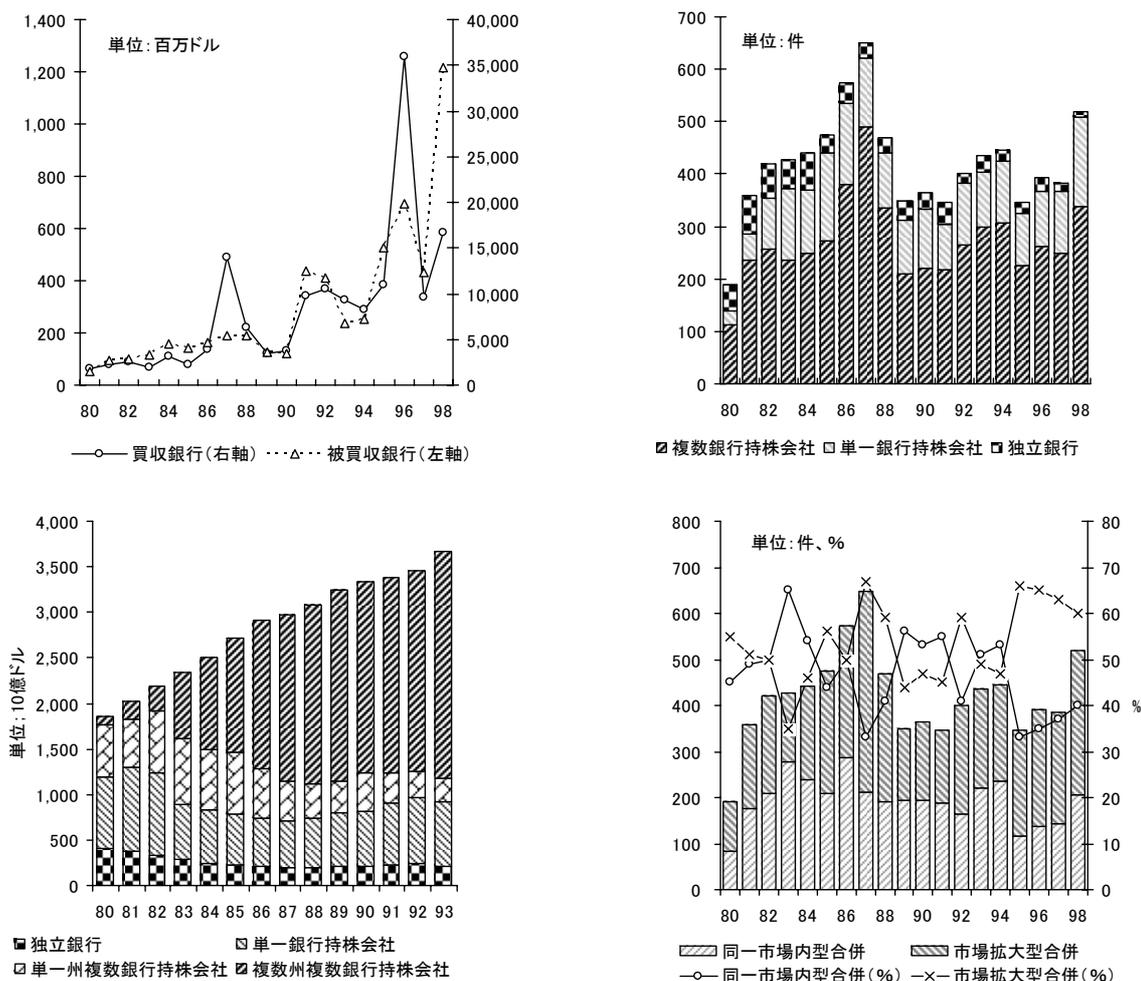


(出所) FDIC 資料より野村総合研究所アメリカ作成

■ 資本市場クォーター 2002年夏

1980年から1998年までに発生した7,985件¹について合併・統合の内容を見てみると、いくつかの特徴があることに気づく。第一に、買収銀行・被買収銀行の大型化である。図表2左上は買収・被買収銀行の平均資産規模の推移を示したものであるが、買収銀行の平均資産規模は約17億ドルから1996年には約359億ドルにまで拡大、被買収銀行の平均資産規模も1980年の54百万ドルから1998年には約12億ドルに拡大している様子がわかる。

図表2 米国銀行産業における合併・統合の内容



(出所) FRB、OCC 資料より野村総合研究所アメリカ作成

第二に、複数州複数銀行持株会社による買収の増加である。図表2右上は複数銀行持株会社、単一銀行持株会社、独立銀行による買収件数を示しているが、特に、複数銀行持株会社による買収が半数以上を占め、独立銀行による買収件数が減少してきた様子がわかる。さらに、複数銀行持株会社を単一州、複数州に分類したうえでタイプ別に銀行総資産の保

¹ Rhoades "Bank Mergers and Banking Structure in the United States, 1980-98" (FRB Staff Study 174)。FRB への報告ベースであり、FDIC のデータ数とは異なる。

有状況の推移を見たものが図表 2 左下である。1993 年までのデータではあるが、複数州複数銀行持株会社の保有シェアが急速に拡大している様子がよくわかる。

第三に、「市場拡大型合併」の増加である。合併・統合は、大きく「同一市場内型合併」と「市場拡大型合併」とに分類されるが、前者は同州内における合併・統合を、後者は州外の銀行を合併・統合する場合を示している。1993 年までは平均すれば両者が半々で推移してきたのだが、1994 年以降は「市場拡大型合併」が 60% 超となっているのがわかる。

2) 合併・統合の背景

米国の銀行産業において銀行合併・統合が増加した理由としては、例えば、ノンバンクをはじめとする銀行以外の資金仲介金融機関や外国銀行の台頭による競争の激化、情報通信技術や金融技術の進展、あるいは大企業がより低いコストで資本市場からの資金調達が可能となったこと、預金保険の存在が銀行に”too big to fail”を迫らせたのではないかとといった指摘²がなされてきた。

しかし、最も重要なのは、州や連邦が銀行業に課してきた地理的な制約条件、すなわち 1927 年マクファーデン法、1956 年銀行持株会社法の定めが徐々に緩和・撤廃され、銀行間競争が促進されてきた点であろう（図表 3）。

1864 年連邦銀行法が制定され国法銀行が誕生すると、銀行の監督権限を州政府と連邦政府の双方が持つという二元銀行制度ができあがった。しかし、既に 1900 年前後には、支店設置に対する制約を乗り越える工夫として「グループ・バンキング」と呼ばれる仕組みが誕生しており、国法銀行が事実上の支店を開設しはじめると、州法銀行との間で摩擦が生じることとなった。

州政府は、連邦銀行法には国法銀行の支店開設の規定が存在しないため、国法銀行は独立銀行であるべきだとし、連邦政府には国法銀行に支店開設を認める権限はないとの見解を唱えるが、国法銀行の支店展開に法的な根拠を与えようとの機運も盛り上がり、結果として、1927 年マクファーデン法が成立することとなったのである³。独立銀行が原則とされた時代に、国法銀行に州内支店設置を認めたという意味では、銀行産業における競争は多少なりとも強化されることとなったのである。

² Bartholomew and Mote, “Deregulation and Profitability”(FRB Chicago 1991)、Barth, Brumbaugh, and Litan, “The Future of American Banking”(1992)、Kaufman, “The Diminishing Role of Commercial Banking in the U.S. Economy,”(The Crisis in American Banking)(NYU 1993)、Rogers, “The Future of American Banking: Managing for Change”(1993)、Boyd and Gertler, “U.S. Commercial Banking: Trends, Cycles, and Policy,” (N.B.E.R 93-1, 1993)

³ 史実については、高木仁『アメリカ金融制度改革の長期的展望』（原書房、2001 年）、高月昭年『銀行経営と金融制度』（外国為替貿易研究会、1992 年）を参考にした。

図表3 州際業務規制撤廃への動き

年代	法制度	解説																																																																																																																																																																								
1864年	連邦銀行法制定	銀行監督権限を州政府と連邦政府が持つ二元銀行制度の確立。連邦銀行法には国法銀行の支店設置に関する規定がないため、以降、支店を持たない単店銀行が原則と考えられていく。																																																																																																																																																																								
1900年前後	-	州際規制を乗り越えるためのグループ・バンキングという仕組みの誕生。																																																																																																																																																																								
1927年	マクファーデン法の制定	国法銀行の支店設置は州方銀行にとって脅威。論議の末、国法銀行の支店設置に法的根拠。																																																																																																																																																																								
1956年	銀行持株会社法の制定	同法ダグラス修正条項は、他州の銀行持株会社が本拠州外で銀行を買収したり新設する活動について、進出先州の州法が認めない限り禁止することとし、他州銀行を受け入れるかどうかの決定権限を各州に委ねられることとなった。																																																																																																																																																																								
1970～1990年代 初頭		<p>州際銀行業務の規制緩和の動きが活発化。各州で規制緩和の動き(下表)。1982年、ニューイングランド州で最初の「リージョナル・バンキング・コンパクト」が合意される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合併・統合による 州内支店 業務の承認年</th> <th>他州銀行 の州内銀行 業務の承認年</th> <th></th> <th>合併・統合による 州内支店 業務の承認年</th> <th>他州銀行 の州内銀行 業務の承認年</th> <th></th> <th>合併・統合による 州内支店 業務の承認年</th> <th>他州銀行 の州内銀行 業務の承認年</th> <th></th> <th>合併・統合による 州内支店 業務の承認年</th> <th>他州銀行 の州内銀行 業務の承認年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>AK</td><td>70年以前</td><td>82</td><td>IL</td><td>88</td><td>86</td><td>NC</td><td>70年以前</td><td>85</td><td>SC</td><td>70年以前</td><td>86</td></tr> <tr><td>AL</td><td>81</td><td>87</td><td>IN</td><td>89</td><td>86</td><td>ND</td><td>87</td><td>91</td><td>TN</td><td>85</td><td>85</td></tr> <tr><td>AR</td><td>92年以降</td><td>89</td><td>KS</td><td>87</td><td>92</td><td>NE</td><td>85</td><td>90</td><td>TX</td><td>88</td><td>87</td></tr> <tr><td>AZ</td><td>70年以前</td><td>86</td><td>KY</td><td>90</td><td>84</td><td>NH</td><td>87</td><td>87</td><td>UT</td><td>81</td><td>84</td></tr> <tr><td>CA</td><td>70年以前</td><td>87</td><td>LA</td><td>88</td><td>87</td><td>NJ</td><td>77</td><td>86</td><td>VA</td><td>78</td><td>85</td></tr> <tr><td>CO</td><td>91</td><td>88</td><td>MA</td><td>84</td><td>83</td><td>NM</td><td>91</td><td>89</td><td>VT</td><td>70</td><td>88</td></tr> <tr><td>CT</td><td>80</td><td>83</td><td>MD</td><td>70年以前</td><td>85</td><td>NV</td><td>70年以前</td><td>85</td><td>WA</td><td>85</td><td>87</td></tr> <tr><td>DC</td><td>70年以前</td><td>85</td><td>ME</td><td>75</td><td>78</td><td>NY</td><td>76</td><td>82</td><td>WI</td><td>90</td><td>87</td></tr> <tr><td>FL</td><td>88</td><td>85</td><td>MI</td><td>87</td><td>86</td><td>OH</td><td>79</td><td>85</td><td>WV</td><td>87</td><td>88</td></tr> <tr><td>GA</td><td>83</td><td>85</td><td>MN</td><td>92年以降</td><td>86</td><td>OK</td><td>88</td><td>87</td><td>WY</td><td>88</td><td>87</td></tr> <tr><td>HI</td><td>86</td><td>91</td><td>MO</td><td>90</td><td>86</td><td>OR</td><td>85</td><td>86</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>IA</td><td>92年以降</td><td>85</td><td>MS</td><td>86</td><td>88</td><td>PA</td><td>82</td><td>86</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ID</td><td>70年以前</td><td>88</td><td>MT</td><td>90</td><td>93</td><td>RI</td><td>70年以前</td><td>84</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(出所)Amel "State Laws Affecting the Geographic Expansion of Commercial Banks"(FRB 1993)</p>		合併・統合による 州内支店 業務の承認年	他州銀行 の州内銀行 業務の承認年	AK	70年以前	82	IL	88	86	NC	70年以前	85	SC	70年以前	86	AL	81	87	IN	89	86	ND	87	91	TN	85	85	AR	92年以降	89	KS	87	92	NE	85	90	TX	88	87	AZ	70年以前	86	KY	90	84	NH	87	87	UT	81	84	CA	70年以前	87	LA	88	87	NJ	77	86	VA	78	85	CO	91	88	MA	84	83	NM	91	89	VT	70	88	CT	80	83	MD	70年以前	85	NV	70年以前	85	WA	85	87	DC	70年以前	85	ME	75	78	NY	76	82	WI	90	87	FL	88	85	MI	87	86	OH	79	85	WV	87	88	GA	83	85	MN	92年以降	86	OK	88	87	WY	88	87	HI	86	91	MO	90	86	OR	85	86				IA	92年以降	85	MS	86	88	PA	82	86				ID	70年以前	88	MT	90	93	RI	70年以前	84												
			合併・統合による 州内支店 業務の承認年	他州銀行 の州内銀行 業務の承認年		合併・統合による 州内支店 業務の承認年	他州銀行 の州内銀行 業務の承認年		合併・統合による 州内支店 業務の承認年	他州銀行 の州内銀行 業務の承認年		合併・統合による 州内支店 業務の承認年	他州銀行 の州内銀行 業務の承認年																																																																																																																																																													
		AK	70年以前	82	IL	88	86	NC	70年以前	85	SC	70年以前	86																																																																																																																																																													
		AL	81	87	IN	89	86	ND	87	91	TN	85	85																																																																																																																																																													
		AR	92年以降	89	KS	87	92	NE	85	90	TX	88	87																																																																																																																																																													
		AZ	70年以前	86	KY	90	84	NH	87	87	UT	81	84																																																																																																																																																													
		CA	70年以前	87	LA	88	87	NJ	77	86	VA	78	85																																																																																																																																																													
		CO	91	88	MA	84	83	NM	91	89	VT	70	88																																																																																																																																																													
		CT	80	83	MD	70年以前	85	NV	70年以前	85	WA	85	87																																																																																																																																																													
		DC	70年以前	85	ME	75	78	NY	76	82	WI	90	87																																																																																																																																																													
		FL	88	85	MI	87	86	OH	79	85	WV	87	88																																																																																																																																																													
		GA	83	85	MN	92年以降	86	OK	88	87	WY	88	87																																																																																																																																																													
		HI	86	91	MO	90	86	OR	85	86																																																																																																																																																																
IA	92年以降	85	MS	86	88	PA	82	86																																																																																																																																																																		
ID	70年以前	88	MT	90	93	RI	70年以前	84																																																																																																																																																																		
1994年	リーグル・ニール州際支店銀行業務効率化法の制定	銀行持株会社による他州の銀行買収と、銀行による州境超え支店設置と他行買収を認める。適用は段階的に進み、1997年6月1日より法的に完全履行。																																																																																																																																																																								

(出所) 野村総合研究所アメリカ作成

その後、1956年に成立した銀行持株会社法ダグラス修正条項は、進出先の州法が認めない限り、他州の銀行持株会社が本拠州外で銀行を買収あるいは新設する活動を禁止し、他州銀行を受け入れるかどうかの決定権限は各州に委ねられることとなった。

1980年代に入ると、各州政府は、他州銀行を受け入れるかどうかの法的整備を進めていく。ニューイングランド州は、1982年、マネー・センター・バンクとの競争に対峙するために、他州銀行を受け入れる相手州を限定する「リージョナル・バンキング・コンパクト」を初めて導入した⁴。この互恵的な手法は1980年代半ばまでに全米に普及し、合併・統合件数が急増することとなった。こうして、より強化された競争のなかから、スーパー・リージョナル・バンクと呼ばれる地方中堅銀行が成長することとなったのである。

また、1980年代後半から1992年頃にかけて、貯蓄金融機関の経営危機が発生し、貯蓄金融機関の経営破綻処理を軸とした業界内・州際での合併が進展した。業界内外の格差が顕在化すると、1994年リーグル・ニール州際銀行業務効率化法の成立を契機に、商業銀行は地理上・業務上の拡大を目指した自発的な銀行合併・統合を急展開させた。そして、1998年にネーションズ・バンクがバンカメリカとの統合を発表するに至り、東海岸と西海岸とを結ぶ初のナショナル・バンクが誕生し、その後も大型合併・統合が相次ぐことになった(図表4)。

⁴ Miller, "Banking Law and Regulation"(Aspen Law & Business 2001)

図表 4 大手米銀の再編 (2001年12月末時点)

1	シティグループ (\$1050bil) 2000.9 シティグループがアソシエイツ (消費者金融) を買収 1998.4 トラベラーズ・グループ (金融コングロ) がシティコープを買収
2	JP. モルガン&チェース (\$693bil) 2000.9 チェース・マンハッタンがJP. モルガンを買収 1995.8 ケミカルがチェース・マンハッタン (銀行) を買収 1991.7 ケミカルがマニュファクチュアラーズ・ハノーバーを買収
3	バンク・オブ・アメリカ (\$621bil) 1998.4 ネーションズがバンカメ리카を買収 1997.8 ネーションズがパーネットを買収 1996.8 ネーションズがポートメンズ・バンカシユアを買収
4	ワコビア・コーポレーション (\$307bil) 2001.9 ファースト・ユニオンがワコビアを買収 1997.11 ファースト・ユニオンがコアステーツを買収 1995.6 ファースト・ユニオンがファースト・フィディリティ・バンコープを買収
5	ウェルズ・ファーゴ (\$307bil) 2000.10 ウェルズ・ファーゴがファースト・セキュリティを買収 1998.6 ノーウェストがウェルズファーゴを買収 1995.10 ウェルズファーゴがファースト・インターステートを買収
6	バンク・ワン (\$268bil) 1998.4 バンク・ワンがファースト・シカゴNBDを買収 1995.7 ファースト・シカゴNBDがNBDバンコープを買収
7	フリート・ボストン (\$203bil) 2001.3 フリート・フィナンシャルがサミット・バンコープを買収 1999.3 フリート・フィナンシャルがバンク・ボストンを買収 1995.2 フリート・フィナンシャルがショウムート・ナショナル・バンクを買収
8	ワシントン・ミューチュアル (\$185bil) 1998.3 ワシントン・ミューチュアルがH.F. アーマンソン&Coを買収 1997.3 ワシントン・ミューチュアルがグレート・ウェスタン・フィナンシャル・コープ 1996.9 ワシントン・ミューチュアルがアメリカン・セービングス・バンクを買収
9	USバンコープ (\$171bil) 2001.2 ファースターがUSバンコープを買収 1999.5 ファースターがマーカントイル・バンコープを買収
10	ナショナル・シティ (\$105bil) 1998.3 ナショナル・シティがファースト・オブ・アメリカを買収 1996.5 ナショナル・シティがインテグラ・フィナンシャルを買収

(出所) アメリカンバンカーより野村総合研究所アメリカ作成

2. 合併・統合の効果

なぜ銀行合併・統合が進展しているのか、それは、銀行経営者が合併・統合にはコスト削減効果や増収効果があると信じ、「規模の経済性」や「市場支配力」を得られれば、銀行業の収益性や効率性を改善できるのではないかと考えているからである。実際、合併・統合の効果を見極めようとする先行研究は数多い。

図表 5 は Rhoades (1994)⁵ に基づいて、1983 年から 1993 年の間に発表された 39 研究例の一部を示したものである。1980 年代後半に多く見られた研究は、合併・統合の発表という「イベント」が株価と配当の投資収益率にどんな影響を与えるのかという疑問に答えを

⁵ Rhoades, "A Summary of Merger Performance Studies in Banking, 1980-93, and an Assessment of the "Operating Performance" and "Event Study" Methodologies (FRB Staff Study 167)

見つけることだった。この「イベント・スタディ」と呼ばれる研究は、いずれも合併・統合発表後の買収銀行・被買収銀行の株価と配当の投資収益率を市場収益率とを比較して超過収益率の推定を試みたものである。

もっとも、「イベント・スタディ」の分析結果は様々である。一般的には、被買収銀行の投資家は投資収益率の改善が見られ、買収銀行の投資家には悪化する傾向が見られるが、いくつかの研究ではその両方で投資収益率の改善が認められたが、そうでない結果に終わったものもあった。そのほか、合併・統合形態によって結果が異なることや敵対的買収か否かで得られる結果が異なる等の発見が報告されている。

1990年代初頭になると、研究の関心領域は合併・統合が銀行経営の効率性や収益性にどのような影響を与えるのかという部分に移っていった。図表5では「経営パフォーマンス・スタディ」と呼ばれる分析手法によるものである。この分析手法では、合併・統合前後の利益率、経費率あるいはその両方の変化を分析するのが一般的である。

ただ、研究者によって分析の視点は様々である。分析対象サンプル数は1サンプルのものから4,900サンプルまでと幅広いほか、ある地域における合併・統合の効果に注目したものや大規模合併・統合事例に注目したもの、経営指標の変化に留まらずX-効率性⁶や「規模の経済性」の推計を行うものも見られている。

「経営パフォーマンス・スタディ」で得られた結果はかなり一致したものとなっている。ほとんどの研究で、合併・統合は銀行の効率性および収益性を改善させはしない、規模の経済やX-効率性などコスト面で合併・統合の効果を確認することはできない、改善が認められたとしても、ごくわずかな改善に留まっていると報告している。

図表5に代表される研究の多くは1980年代の合併・統合事例に基づいた分析であったが、近年、Berger(1998)等⁷のように、金融情報技術が著しく進展した1990年代の合併・統合事例を扱った研究も発表されており、合併・統合により銀行の総資産規模が大きくなると収益の効率性が著しく改善しているとの見解も示されるようになってきている。

⁶ 1966年にライベンシュタインが提唱した概念で、企業の内部組織的効率性をX効率性と呼んでいる。資源配分の非効率からくる損失より、むしろ、組織管理上の不備からくる非効率が生み出す厚生上の損失=X非効率のほうが大きいことを示したものの。

⁷ Berger, "The Efficiency Effects of Bank mergers and acquisition: A preliminary look at the 1990s data" (Bank Mergers & Acquisitions 1998)、Berger & Mester, "What Explains the Dramatic Changes in Cost and Profit Performance of the U.S. Banking Industry?" (The Wharton School University Pennsylvania 1999)、Berger, "The Integration of the Financial Services Industry: Where are the Efficiencies?" (North American Actuarial Journal 4(2000))

図表 5 合併・統合の効果に関する先行研究の代表例

研究者(発表年)	対象期間	調査サンプル数	分析アプローチ		分析目的	分析指標	結論	文献
			経営パフォーマンス	イベント・スタディ				
1 Pettway and Trifts(1985)	1972-81	11		○	資産効果	収益残差の幾何平均	買収銀行では、合併発表前10日間で投資収益値が上昇した。	"Do Banks Overbid When Acquiring Failed Banks?"(Financial Management 1985)
2 Rose(1987)	1970-80	40	○		パフォーマンス効果	ROA,ROE, 営業収入/営業費用、一従業員あたり収入、一従業員あたり資産	効率性は合併後、被合併行と比べて改善しなかった。	"The Impact of Mergers in Banking:Evidence from a Nationwide Sample of Federally Chartered Banks"(Journal of Economics and Business 1987)
3 Sushka and Bendeck(1988)	1972-85	41		○	資産効果	株式投資収益の異常値	買収銀行の投資収益値は下落した。	"Bank Acquisitions and Stockholders' Wealth,"(Journal of Banking and Finance 1988)
4 Hannan and Wolken(1989)	1982-87)	69		○	資産効果	株式投資収益の異常値	買収銀行では合併発表前後で投資収益値が下落した。	"Returns to Bidders and Targets in the Acquisition Process: Evidence from the Banking Industry,"(Journal of Financial Services Research 1989)
5 Baradwaj,Fraser, and Furtado(1990)	1980-87	53		○	資産効果	株式投資収益の異常値	被買収銀行では合併発表前後5日で投資収益値が上昇したが、買収銀行では下落した。	"Hostile Bank Takeover Offers:Analysis and Implications,"(Journal of Banking and Finance 1990)
6 Berger and Humphrey(1992)	1981-89	57	○		効率性・収益性効果	X効率性比較、ROA平均総資産経費率、総資産非金利費用比率	合併後コスト効率性は平均して改善しなかった。収益率も改善しなかった。	"Megamergers in Banking and the Use of Cost Efficiency as an Antitrust Defense"(Antitrust Bulletin 1992)
7 O'Keefe(1992)	1984-90	469	○		パフォーマンス効果	総資産非金利費用比率、総資産純金利費用比率、ROA、ROE	効率性に大きな改善は認められず。ROA、ROE変化せず。	"Bank Failure Resolutions:Implications for Banking Industry Structure,Conduct and Performance,"(FDIC Banking Review 1992)
8 Srinivasan and Wall(1992)	1982-86	240	○		効率性効果	総資産非金利費用比率	コスト効率性に改善が見られず。	"Cost Savings Associated with Bank Mergers"(Working Paper, FRB Atlanta 1992)
9 Linder and Crane(1993)	1982-87	47	○		パフォーマンス効果	総資産営業収入比率、総資産非金利費用比率、純利益および総資産の成長率	合併後に増収効果は認められず。コスト効率性も低下。	"Bank Mergers: Integration and Profitability"(Journal of Financial Services Research 1993)
10 Crane and Linder(1993)	1991	1	○		効率性効果	非金利費用	非金利費用が合併後に改善、買収銀行の効率性が改善。	"The Strategy of a Merger:Fleet and Bank of New England"(FRB Chicago 1993)
11 DeYoung(1993)	1987-88	348	○		効率性効果	X効率性分析	効率性に変化見られず。効率性の改善は、合併前の同行が非効率である場合のほうが改善度が大きい。	"Determinants of Cost Efficiencies in Bank Mergers"(Working Paper, OCC 1993)
12 Peristiniani(1993)	1981-88	4900	○		効率性・収益性効果	ROA、非金利費用比率、X効率性変化	非金利費用比率に改善みられず。ROA改善、X効率性は改善せず。規模効率性が改善。	"Evaluating the Postmerger X-Efficiency and Scale Efficiency of U.S. Banks"(FRB New York 1993)

(出所) Rhoades(1994)より野村総合研究所アメリカ作成

3. 銀行合併・統合の影響

1) 銀行資産の上位集中

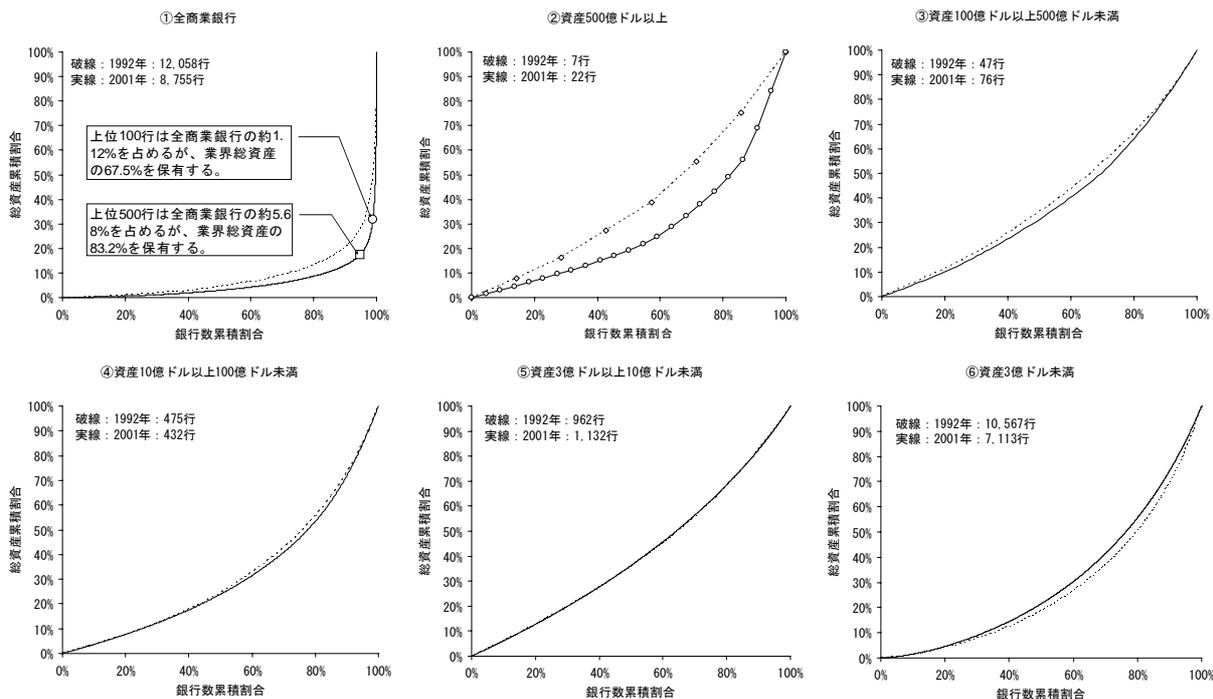
米国銀行産業における激しい合併・統合は、銀行資産の上位行への集中を進展させることとなった。図表 6-①～⑥は、1992年と2001年の米国銀行産業における総資産の上位行への集中状況をローレンツ曲線⁸で示したものである。図表中のグラフが右下方に位置する

⁸ ここでは、FDICに報告されている1992年の12,058行と2001年の8,775行を総資産規模の小さい順に並び替え、銀行数の累積割合と総資産の累積割合を計算して描かれている。これらの銀行数は、各州に報告されている銀行数の累積計算であるため、例えば2001年末時点でFDICが公表している8,080行とは異なっていることに注意を要する。

ほど資産規模上位の銀行に総資産が集中していることを示している。

これらの図からは以下のことがわかる。第一に、2001年時点の全商業銀行数が1992年に比べて約3,300行減少した一方、総資産上位100行（全商業銀行の約1.1%）に業界総資産の67.5%、上位500行（同約5.7%）に業界総資産の約83%が集中している（図表6-①）。

図表6 米国銀行産業における銀行総資産の上位集中（2001年末時点）



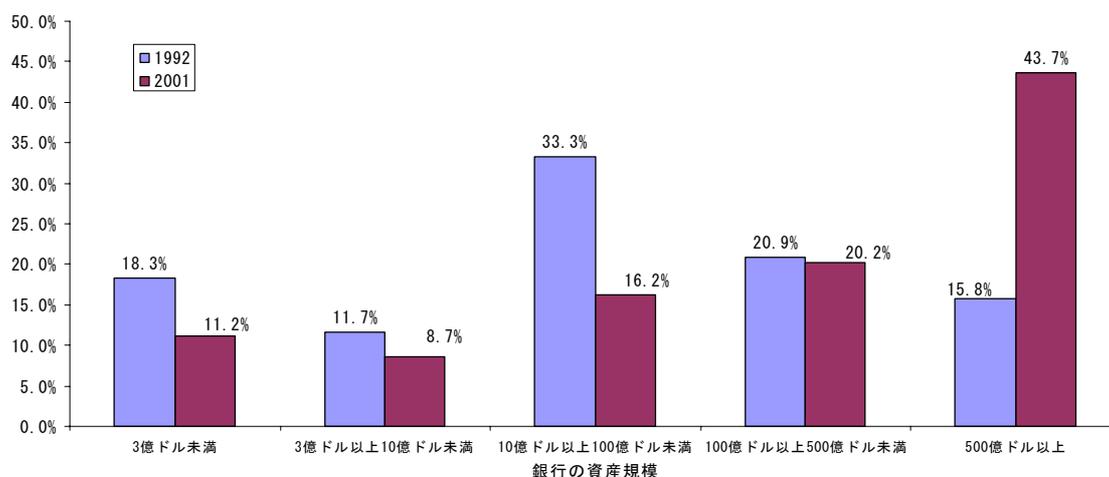
（出所）FDIC 資料より野村総合研究所アメリカ作成

第二に、資産規模500億ドル以上（以下大規模銀行群）、資産規模500億ドル未満100億ドル以上（以下中堅規模銀行群）、資産規模10億ドル以上100億ドル未満（以下中小規模銀行群）の順で資産の上位集中が進展している（図表6-②③④）。

第三に、資産規模3億ドル未満の銀行群（最小規模コミュニティバンク群）では銀行数が3,400行あまり減少し、資産の上位集中はむしろ後退している（図表6-⑥）。

また、同様の資産規模別銀行群に業界総預金のどれだけが集中しているのかを分析してみると（図表7）、資産500億ドル以上の大規模銀行群（図表6-②によれば2001年時点で22行）は1992年に業界総預金の約16%を占めていたが、2001年には約44%へと上昇した一方、1992年に業界総預金の30%を占めていた資産規模10億ドル未満のコミュニティバンク群は、2001年には約20%へと減少しており、業界総預金についても上位行への集中が見られる。

図表7 銀行の資産規模別にみた対業界総預金に占める割合の変化



(出所) FDIC 資料より野村総合研究所アメリカ作成

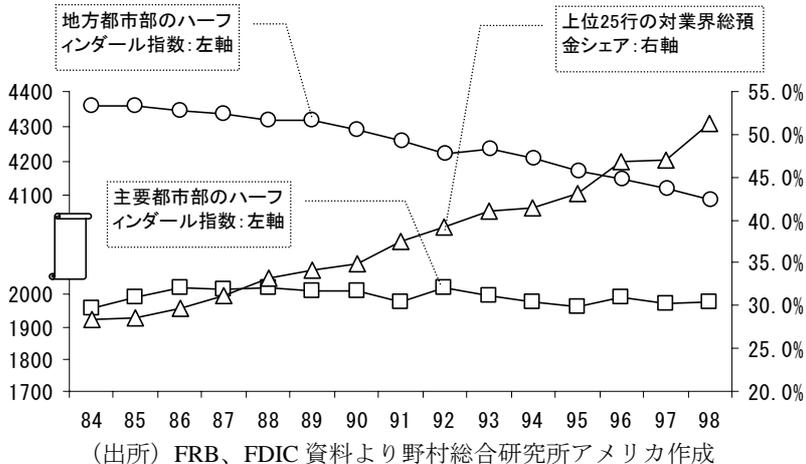
このように、米国の銀行産業では、合併・統合によって資産規模の大きい銀行がさらに規模拡大を目指す一方で、小さなコミュニティバンクの数は減少を続けており、資産の上位行への集中がどんどん進行しているのである⁹。そのため、米国銀行産業では寡占化が進展しているとの指摘もなされている。

しかし、市場集中度をハーフィンダール指数 (HHI 指数)¹⁰で計測してみると、主要都市部の HHI 指数はほぼ横ばいで推移し、中堅中小銀行やコミュニティバンクが活躍する地方都市部の HHI 指数はむしろ低下傾向さえ示しているのである (図表 8)。つまり、米国の銀行産業では、銀行数の減少にもかかわらず、銀行間競争がむしろ強化されている実情が示唆されるのである。

⁹Robertson (“A Markov view of bank consolidation:1960-2000”(OCC working paper,No.4 Sep.2001)) は、資産規模 10 億ドル未満のコミュニティバンクは 2001 年時点の 8,245 行から 2007 年までに 3,250 行にまで減少していくのではないかと予測している。

¹⁰ ハーフィンダール指数は、ある市場における市場参加者の市場シェアを 2 乗した総和として計算され、独占市場であれば、10000 ポイント (1 社 100%シェア) が最大値となる。寡占市場になるほどポイントは上昇し、競争的であるほど低下することから、市場集中度を反映する有効な指標と考えられている。

図表8 市場集中の状況



2) 消費者への影響

もともと、仮に寡占化が進展した場合には、結果として消費者に影響が出る可能性がある。銀行産業における競争が低下すれば、銀行は顧客のためのサービス競争をやめてしまうのではと懸念されるからである。

図表9は複数州で営業を行っている銀行と同一州で営業を行っている銀行の平均リテール手数料の比較である。総じて大規模銀行のリテール手数料が高くなっている。

消費者が大規模銀行の高い手数料に甘んじているのは、大規模銀行は相対的に高品質で利便性の高いサービスを提供していると信じられているため、その対価として仕方がないか、大規模銀行の資金調達市場調達が多くを占めているため、個人預金に関する手数料の引き下げにインセンティブがないのだろうと考えるといった理由が考えられる。

しかし、もし寡占化の進展によって銀行産業における競争が低下することになれば、消費者はより高い手数料を求められる可能性が高まることになってしまうわけである。

図表9 リテール手数料の比較

	単位:ドル		
	複数州際 営業銀行	単一州内 営業銀行	較差
NOW勘定の月額最低残高手数料(平均)	9.55	7.97	1.58
小切手支払を停止依頼するための手数料(平均)	20.92	17.69	3.23
不渡小切手の組戻し手数料(平均)	23.28	20.37	2.91

(出所) "Annual Report to The Congress on Retail Fees and Services of Depository Institutions" (FRB, June 2002)

3) 中堅中小企業貸付への影響

また、中堅中小企業貸付への影響も考えられる。合併・統合が中堅中小企業貸付に与える影響はさまざまな角度で分析が行われてきた。Berger, Kashyap, Scalise(1995)¹¹は、合併・統合で大きくなった銀行は中堅中小企業向貸付の比率を低下させる傾向があることを報告した。近年では、合併・統合の形態によっても異なる影響、つまり合併の場合と銀行持株会社下での統合とでは中堅中小企業貸付比率に異なる結果が見られるといった説明や、大規模銀行同士と小規模銀行同士の合併・統合の違いによる違い、つまり大規模銀行が合併・統合の相手となる場合は中堅中小企業貸付比率が低下するが、小規模銀行同士の場合には上昇する傾向があるといった指摘がなされている¹²。

これらの先行研究は合併・統合形態や銀行規模あるいは合併・統合後の銀行行動を中心にした分析であるが、より中堅中小企業貸付の特殊性、つまり顧客との長期的な関係や地域性を考慮すると、また異なる見方ができるかもしれない。

例えば、なぜ借入企業は合併・統合した大規模銀行ではなくコミュニティバンクを選択するのであろうか。米国の銀行産業には2001年末時点で約2,900行にも及ぶ支店のない独立銀行が存在する(FFIEC資料)。これらの銀行は支店の設置が簡単に認められなかった時代に町々に生まれ、コミュニティで寡占的に営業を営んできた銀行である。こうした銀行の設立者は町の有力者であったり、主力企業の経営者親族であったりする場合もあり、借入企業にとっては自社をもっとも良く知るコミュニティバンクを選択するほうが合理的な行動となる。こうした、個別地域特有の事情こそが借入企業との緊密な関係を構築してきた要因になっているのであり、大規模銀行がコミュニティバンクを合併・統合した場合に、預金者の15%が他のコミュニティバンクに流出すると言われていたのは、こうした密接な関係のひとつの証左でもあろう。

効率経営を求められる大規模銀行群がこうした地域に密着したコミュニティバンクの情報力に勝つことは難しい。そこで、大規模銀行群は中小企業の経営・財政状態をモニタリングする高コストを避けて、クレジット・スコアリングを駆使できる10万ドル以下のような定型的な中小企業貸付や証券化が可能でリスクの低いSBA保証付貸付に力点をおくという戦略を選択する。

つまり、コミュニティバンク、大規模銀行、借入企業の合理的な行動により、いわば棲み分けが可能となってきたのである。それゆえ、米国の銀行産業では、減少しているとはいえ、まだまだ多くのコミュニティバンクが存在し続けているわけであり、10万ドル以上といった中堅中小企業貸付の分野では情報力のある地域のコミュニティバンクが依然として優位性を持ち続けることができているのであろう。

¹¹ Berger, Kashyap, Scalise “The Transformation of the U.S. banking Industry: What a Long, Strange Trip It’s Been” (Brookings Papers on Economic Activity, no.2, pp.55-218, 1995)

¹² 渡辺努・澤田充「銀行統合と企業向け融資」『日本の金融再生戦略』（中央経済社、2002年）第7章。

4. 米国における銀行合併・統合の教訓

以上、米国の銀行合併・統合の動きで注目すべき点は、銀行数の減少にもかかわらず、競争が強化され続けているということであろう。また、本稿で紹介した先行研究では、合併・統合は必ずしも銀行業の収益性や効率性を改善させはしないこと、合併・統合で大きくなった銀行は中堅中小企業貸付比率を低下さえさせていることが報告されていた。さらに、減少したとはいえ、いまだ数千にも及ぶコミュニティバンクが米国の銀行産業の多くの部分を形作っており、その役割も競争力も失われているわけではなかった。

その意味では、合併・統合をすれば銀行業績は改善されるのではないかと、中堅中小企業貸付は拡大するのではないかと淡い期待を抱いたところで無理があるわけである。

むしろ、個別銀行にとって重要なのは、いかに合併・統合を効果的なものにするのかという点であろう。個別銀行にとって利のあるビジネスは何であり、そのビジネスを伸ばすための戦略は何か、これらを突き詰めれば、合併・統合もさることながら、分離のプロセスをも重視する必要があるという判断につながらないであろうか。

例えば、米国の地域金融機関は採算の合わない業務機能をダイナミックに分離してきた。「大数の法則」が成り立つと言われる住宅モーゲージ業務やクレジットカード業務は、採算が合わないと判断した地域金融機関から大手銀行や消費者金融に分離されていった。証券化しやすい住宅モーゲージ業務は、貸出実行・保証・MBS販売とトレーディング・サービシングといった業務にわかれ、そのひとつひとつの業務があらゆるかたちで事業として成り立ち、それぞれの分野で有力な企業が存在するようになっている。

効果的な合併・統合を推進するためには、まず、合併・統合の妨げとなるような要因は早期に排除しなければならない。例えば、信用リスクの高い貸出を保有しているなら、効果的な合併・統合は望めない。不良債権の重荷は買い手銀行と貸出ポートフォリオの売買を困難にさせてしまうからである。

そのうえで、統合と分離をダイナミックに推進させるためには、付加価値の低い業務をあきらめ、分離する勇気を持つことが重要である。消費者金融や証券会社が実態的に資金仲介機能を代替できる時代が到来しているなか、もはや、消費者に使われる銀行でなければ銀行に存在意義はない。そうした危機感が米国の銀行業を突き動かしたのであった。

結局、米国銀行産業の現在の姿は、単純な合併・統合の歴史の結果ではないのである。激しい競争の下で、統合と分離のプロセスを同時進行させてきた銀行経営者の不断の努力の結果なのである。理解されなければならないのは、競争であり、統合と分離のダイナミズムがもたらす活力であるはずである。

(飯村 慎一)